

第一次募集要項等に関する質問回答書

<添付資料1 リスク分担表(案)>

Nº	頁 No.	リスクNo	リスクの種類			質問事項	回答
1		13	全段階共通	制度関連リスク	許認可リスク	選定事業者が取得すべき現地での許認可遅延リスクについては、国負担としていただくようお願いします。	リスク分担表(案)の通りとする。第一次募集要項 第5. 3. (2)「その他の支援に関する事項」(25頁)に記載の通り、事業実施に必要な許認可等に関し、国は必要に応じて協力を行う。
2		32～35	全段階共通	不可抗力リスク		不可抗力リスクにおいて、「一定金額までは選定事業者が負担する」とありますが、一定金額とは具体的にどの範囲まででしょうか。	第二次募集要項等において提示する。
3		33	全段階共通	不可抗力リスク		戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似した事変・暴動が発生した場合のリスクにつき、原則国負担とし、一定金額までは選定事業者が負担するとなっていますが、かかるリスクを事業者が負担することは困難であり、全て国負担としていただくようお願いいたします。	第二次募集要項等において提示する。
4		55	建設段階	建設リスク	工事費増大リスク	国の責に帰すべき事由以外の要因による工事費の増大についても、一部国負担としていただくようお願いします。	リスク分担表(案)の通りとする。

第一次募集要項等に関する質問回答書

＜添付資料2 業務範囲一覧表＞

No	業務名	No.	質問事項	回答
1	施設整備業務 ①事前調査業務(事前調査業務)	1-1-2	埋蔵文化財調査業務が選定事業者の業務に含まれていますが、調査の結果、埋蔵文化財が発見された場合、エジプト国との調整並びに整備事業の遅延等は国のリスク負担と理解しています。又、地中埋設物が発見された場合の撤去費用負担も国と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りである。リスク分担表のNo. 48は「計画地の土壌汚染等に関するもの」の誤りである。
2	施設整備業務 ③建設工事業務(警備対策業務)	1-3-2	1-3-2警備対策工事はいつ頃の工事を予定していますでしょうか。所有権移転前でしょうか、後でしょうか。	所有権移転前でなく、選定事業者の社内検査前に警備対策工事が完了することを想定している。
3	施設整備業務	1-3-2 1-3-4 1-3-5 1-4-1 1-4-3 1-5-2	△1～△4で行なわれる工事は所有権の移転後に行なわれると解釈してよろしいでしょうか？	△1～△4について、選定事業者が行う範囲の業務は、所有権移転前を想定している。△3については、所有権移転前に工事を行うとともに、移転後、国が行う工事に選定事業者が協力する。
4	施設整備業務 ③建設工事業務(情報通信工事)	1-3-4	1-3-4情報通信工事はいつ頃の工事を予定していますでしょうか。所有権移転前でしょうか、後でしょうか。	
5	施設整備業務 ③建設工事業務(無線通信機器工事)	1-3-5	1-3-5無線通信機器工事はいつ頃の工事を予定していますでしょうか。所有権移転前でしょうか、後でしょうか。	
6	施設整備業務 ⑧建設工事に伴う各種申請等業務 ③建設工事業務	1-8-1 1-8-2 1-3-6 ～ 1-3-10	⑧建設工事に伴う各種申請等業務および1-3-6～1-3-10建設工事業務その他業務のインフラ引き込み工事においては国の関与が必須と考えますので、一定程度の協力が得られると考えてよろしいでしょうか。	第一次募集要項 第5 3. (2)「その他の支援に関する事項」(25頁)に記載の通り、事業実施に必要な許認可等に関し、国は必要に応じて協力を行う。

第一次募集要項等に関する質問回答書

＜第一次審査基準＞

Nº	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
1	3	第3	2	(3)	表①-3	「将来への対応（危機対策を含む）」という項目に関して、要求されている内容が分かり難いので、具体的且つ詳細にご提示願います。	将来の環境変化、例えば、現地事情の変化に伴い大使館に求められる危機管理対策の変化に対して、対応可能なフレキシビリティを有する施設と維持管理業務執行体制をどのようにして整備・構築していくのかについて、基本的な考え方の記述を求めるものである。
2	3	第3	2	(3)	表①-6	「資機材・人材」の調達・手配方法についての提案と理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りである。但し、資機材・人材の調達・手配方法には、初期の調達・手配の後のマネジメント、設備更新等の考え方も含まれる。
3	4	第3	2	(4)		注意事項で、「提案サマリー自体は評価の対象としない」とありますが、提案①～③とは切り離して単独で使われるのでしょうか。	提案サマリーの内容は、提案①～③の採点評価の参考とする為に使用する。
4	4	第3	2	(4)		提案サマリーは提案①、提案②、提案③を包括する内容と考えて、よろしいでしょうか。	ご理解の通りである。
5	4	第3	2	(4)		「提案書中には、応募者が類推できるような記載は認めない」とありますが、特に②（様式33）の“本事業に対する実施体制”“役割、責任分担”の項目では具体的に企業名を明らかにしていかないと“本事業を安定的且つ確実に”という外務省様のご主旨に答えることが出来ないと考えます。又、審査の上で良し悪しの判断もつかないのではと思料します。②（様式33）に関しては具体的企業名の記載を認めて下さい。	様式33について、具体的な企業名の記載は認めない。
6	4	第3	2	(4)		「補足的な図表（概念図含む）の使用は差し支えない」とありますが、「スケッチ」の使用は問題ないと考えてよろしいでしょうか。	スケッチは補足的な図表（概念図含む）に含まれないものとする。

第一次募集要項等に関する質問回答書

<様式集>

Nº	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
1	1	III	(1)	5		「代表企業以外の各構成員が記入捺印」とありますが、様式5には受注者の欄に記入捺印欄があります。代表企業の記入捺印も必要でしょうか。	様式5には、代表企業の記入捺印も必要である。
2	2	III	(3)	37		各実績の契約書につきましては、守秘義務との関係上、開示できない部分が大部分を占めますが、必要個所以外は黒塗りとして写しを提出してもよろしいでしょうか。	応募要件確認において必要となる個所以外は黒塗りとしても差し支えない。
3	3	IV	42			第二次審査辞退届の提出期限をご教示願います。	第二次募集要項交付前までとする。
4	10～33					応募要件b 構造で「鉄骨造及びRC造」との記載がありますが、募集要項7Pにある通り「鉄骨造又はRC造」と考えてよろしいでしょうか。	正誤表を参照されたい。
5	21～23					一行目「～基本設計及び実施設計に携わったものに限る。」とありますが、「～施工に携わったものに限る。」と読み替えてよろしいでしょうか。	正誤表を参照されたい。
6	38					様式35の第二次審査辞退届については、いつまで提出することが可能なのでしょうか？	第二次募集要項交付前までとする。